

厚生委員会記録

開催日時 令和3年12月10日(金) 13:05～14:02

開催場所 第3委員会室

出席委員 8名

小林 照代 委員長
浦西 敦史 副委員長
植村 佳史 委員
西川 均 委員
荻田 義雄 委員
小林 誠 委員
井岡 正徳 委員
尾崎 充典 委員

欠席委員 なし

出席理事者 石井 福祉医療部長兼医療・介護保険局長
平 医療政策局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

議第105号 令和3年度奈良県一般会計補正予算(第6号)
(厚生委員会所管分)

議第107号 令和3年度奈良県国民健康保険事業費特別会計補正予算
(第1号)

議第120号 奈良県障害者総合支援センター、県営福祉パーク及び福祉住宅体験館の指定管理者の指定について

議第121号 奈良県聴覚障害者支援センターの指定管理者の指定について

議第126号 令和3年度奈良県一般会計補正予算(第7号)
(厚生委員会所管分)

(2) その他

<会議の経過>

○小林(照)委員長 それでは、ただいまから厚生委員会を開会します。

また、荻田議長は遅れるとの連絡を受けていますので、ご了解願います。

今定例会において密集・密接を避けるため、各委員会室の傍聴人の定員を5人として
いますので、ご承知ください。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第
に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申合せによ
り、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめ
ご了承願います。

それでは、付託議案について、福祉医療部長兼医療・介護局長、医療政策局長の順に
説明願います。なお、理事者の皆様におかれましては、着席にてご説明、ご報告願いま
す。

○石井福祉医療部長兼医療・介護保険局長 それでは、私より令和3年11月定例県議
会に提出した議案のうち、福祉医療部及び医療・介護保険局に関する事項について、ご
説明させていただきます。

まず、令和3年度奈良県一般会計補正予算（第6号）について説明します。

お手元のA4縦長の資料、令和3年11月定例県議会提出予算案の概要（令和3年1
1月29日提出分）の3ページをお願いします。事業概要です。1.新型コロナウイルス
感染症対策の上から4つ目、福祉施設感染症対策支援事業は、福祉施設における感染症
対策のための物品の購入等に係る経費に対し補助を行うものです。

4ページ下段、4.健やかな「都」をつくるの1つ目、障害者総合支援センター整備事
業は、奈良県障害者総合支援センターにおいて、令和4年度より新たに実施する重症心
身障害児向け放課後等デイサービス等の事業運営に備え、重症心身障害児向けトイレへ
の改修など、必要となる施設等の整備を行うものです。

最下段、地域医療介護総合確保基金積立金は、地域における医療及び介護の総合的な
確保を促進するため造成された当該基金に対し、国より交付される医療介護提供体制改
革推進交付金を積み増し、事業の推進を図るものです。後ほど平医療政策局長から説明
します1つ上の段、病床機能再編支援事業の財源となるものです。

5ページをお願いします。一番上の、県立障害福祉施設（藤の木学園）建替整備事業
は、ボーリング調査の結果、指導訓練棟及び管理棟の建設予定地の地盤が軟弱なため、

設計変更を行ったことに伴い、令和3年度より実施予定であった建築工事の開始が令和4年度に遅れる見込みです。これへの対応として、令和3年度当初予算における同建築工事の費用分を減額するとともに、令和4年度債務負担行為を設計変更による増額分等を加味して設定するものです。

6ページをお願いします。7.その他の1つ目、給与改定に伴う減額については、資料記載の県全体の総額9億4,900万円余のうち、福祉医療部全体に関する減額分は3,400万円余です。

8ページをお願いします。債務負担行為補正の追加分です。1つ目は、障害者総合支援センター、県営福祉パーク及び福祉住宅体験館指定管理事業は、障害者の生活全般にわたる総合的な支援拠点である同施設の運営管理を、令和4年度から5年間、指定管理者に行わせるもので、5年間の支出予定額として8億1,014万1,000円を予定しています。

2つ目、聴覚障害者支援センター指定管理事業は、聴覚障害者に対する相談支援、情報提供等を実施する同施設の運営管理を、令和4年度から5年間、指定管理者に行わせるもので、5年間の支出予定額として1億5,676万9,000円を予定しています。

一番下、債務負担行為補正の変更分です。県立障害福祉施設（藤の木学園）建替整備事業に係る契約は、さきにご説明させていただいたとおり、工期等の変更に伴う経費の増です。

9ページをお願いします。3.令和3年度奈良県国民健康保険事業費特別会計補正予算案（第1号）についてです。

1つ目、国庫返還金は、令和2年度に交付された国民健康保険療養給付費等負担金等の精算により国へ返還を行うものです。

2つ目、国民健康保険財政調整基金積立金は、国民健康保険事業費特別会計における令和2年度決算で生じた収支差60億1,000万円余のうち、先ほどご説明した国庫返還金を差し引いた残額を積み立てるものです。

続きまして、契約についてご説明します。お手元のA4横長の資料、令和3年度一般会計特別会計補正予算案その他112ページをお開き願います。議第120号、奈良県障害者総合支援センター、県営福祉パーク及び福祉住宅体験館の指定管理者の指定についてです。

同施設について、指定管理者の公募を行い、奈良県障害福祉関係施設指定管理者選定審査会において、記載の社会福祉法人奈良県社会福祉事業団が適当と認められたことにより、指定管理者の指定を行いたく、地方自治法の規定により議決を求めるものです。指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

113ページをお願いします。議第121号、奈良県聴覚障害者支援センターの指定管理者の指定についてです。

同施設についても、指定管理者の公募を行い、奈良県障害福祉関係施設指定管理者選定審査会において、記載の一般社団法人奈良県聴覚障害者協会が適当と認められたことにより、指定管理者の指定を行いたく、地方自治法の規定により議決を求めるものです。指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

続きまして、追加提出した令和3年度奈良県一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

お手元A4縦長資料、令和3年11月定例県議会提出予算案の概要（令和3年12月9日提出分）2ページをお願いします。事業概要です。1.新型コロナウイルス感染症対策（国経済対策への対応）の1つ目、生活福祉資金貸付原資造成補助金は、生活福祉資金の申請受付期間が令和4年3月末まで延長されたことに対応するため、貸付原資を積み増すものです。

2つ目、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金は、支援金の申請受付期間が令和4年3月末まで延長されたことなどにより、令和4年度に支給期間が及ぶことから、債務負担行為を設定するものです。

債務負担行為補正の追加分です。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金は、今ご説明させていただいたとおり、令和4年度まで支給支援金の事業期間を確保するための設定を行うものです。

以上が令和3年11月定例県議会提出議案のうち、福祉医療部及び医療・介護保険局に関する事項です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○平医療政策局長 令和3年11月定例県議会に提出した議案のうち、医療政策局に関する事項についてご説明させていただきます。

令和3年度奈良県一般会計補正予算（第6号）についてご説明させていただきます。

お手元のA4縦長の資料、令和3年11月定例県議会提出予算案の概要（令和3年11月29日提出分）の3ページをお開きください。事業概要です。1.新型コロナウイルス

ス感染症対策の一番上、新型コロナワクチン接種体制確保事業は、3回目のワクチン接種を円滑に実施するため、県において接種や問診等を行う医師を確保し、接種体制が脆弱な市町村の接種会場に派遣するほか、新型コロナワクチン副反応コールセンターの運営期間を、令和3年12月末から令和4年3月末まで延長し、引き続き副反応に関する相談に対応します。

続いて、上から3つ目、新型コロナウイルス感染症患者入院病床確保事業については、新型コロナウイルス感染症患者の入院病床の確保に対し補助するもので、年度内の執行を見通し、不足が見込まれる経費を確保します。

4ページをお開きください。4. 健やかな「都」をつくるの2つ目、病床機能再編支援事業では、地域医療構想の実現に向け、医療機関の自主的な病床削減に対し削減する病床数に応じて給付金を支給します。

以上が令和3年11月定例県議会提出議案のうち、医療政策局に関する事項です。どうぞよろしくご審議のほどお願いします。

○小林（照）委員長 それでは、付託議案について、質疑があればご発言願います。なお、その他の事項については、後ほど質問を行いますので、ご了承願います。

○小林（誠）委員 令和3年度奈良県一般会計補正予算（第6号）の1.新型コロナウイルス感染症対策の上から3つ目の新型コロナウイルス感染症患者の入院病床の確保に対する補助金についてですけれども、今月振り込まれる金額について、先に総額として、どれぐらいの金額を各病院、26施設に振り込まれるのか教えていただきたいと思っています。

○戸毛疾病対策課長 疾病対策課では、4月から3月末までの期間における県立系4病院以外の公立公的病院及び民間病院への病床確保量を所管しています。31病院となります。12月末までの支払い予定額は約43億円となっています。

○小林（誠）委員 要望になるのですけれども、7月、8月、9月の3か月分のお金が3か月後の12月に含まれることになっていると思うのですけれども、合っていますか。今月12月に振り込まれるお金は3か月後になりますので、7月、8月、9月に協力していただいた分のお金が今月12月に振り込まれるという認識で大丈夫なのでしょうか。

○戸毛疾病対策課長 7月から9月分については、現在交付申請を受け付けており、12月に交付決定、来月1月に概算払いを行う予定です。ただし、12月末までに支払う

分もありますが、一般的に7月から9月分については、1月に概算払いとなっています。

○小林（誠）委員 分かりました。多額の資金の交付を各病院が待っていらっしゃると思います。資金繰りが厳しくなってくるので、少しでも早く国や県に支給していただけないかという要望が、先日、国会議員にございました。国が県に早く支給していただいたら、今度はぜひとも県でも早急に、必要としている民間病院に支給していただくようお願いします。手続が複雑で難しいとはお聞きしていますが、やはりこうやって、7月、8月、9月の分が早かったら12月、本来でしたら1月ということで、国も奈良県も病床数を増やしていったとご報告いただきますけれども、新型コロナウイルス感染症対策で手を挙げていただいている民間病院が苦しくて国会議員にそのように陳情される現状もございますので、ぜひとも担当課におかれましては、難しいと思えますけれども、申請書が届きましたら、早急にしっかりと、少しでも早く振り込んでいただけますようによろしくお願いします。これは要望とさせていただきます。

○植村委員 自由民主党の植村です。私からも少しお聞かせいただきたいと思えます。

ただいま平医療政策局長からご説明いただきました新型コロナワクチン副反応コールセンターの運営期間の延長ということで1億1,500万円が計上されているわけですが、この中で、新型コロナウイルスワクチン接種の副反応の状況についてお聞かせいただきたいと思えます。まず、令和3年11月14日現在の厚生労働省の報告では、ファイザー社は約1億6,305万回接種で、そのうち副反応疑いが1万5,342件と報告されています。そして、そのうち死亡報告が1,308件とお聞きしています。モデルナ社は接種回数が3,176万回で、そのうち副反応疑いが1,905件、さらに死亡報告が52件と報告されています。ただし、この因果関係については不明とされているわけですが、この中で、特に副反応に関しては、コールセンターで対応いただいているわけです。特にワクチン接種後の健康被害の救済制度も自治体に支援する意味で、こちらで行っていただいていることに感謝を申し上げたいわけですが、県内における健康被害の救済申請の件数、そして主な内容についてお聞かせいただきたいと思えます。

○松南新型コロナワクチン接種推進室長 現在で健康被害救済制度に伴う市町村から県経由で国に進達をした件数は、合計8件となっています。全体の数が少ないという状況、また国においても数が少ないという状況があり、また国において年齢、性別も公表

している状況から、県内の8件の内容は差し控えたいと思いますが、国において審議されている約300件の内容は、主にアナフィラキシーやアレルギー反応と承知しています。

○植村委員 8件と今ご報告いただき、また国でも300件程度ということですので、恐らくこういうふうには申請をすれば救済制度というのがあるということ自体がなかなか広報されていないのではないのかなと懸念もしています。県内においても相当の副反応があるとは思いますが。よほどしんどい方は当然コールセンターに相談いただき、かかりつけの病院または紹介していただいた病院等に診察、診療に当たっていただいていることだとは思いますが、自治体における相談窓口の対応と副反応の件数の違いに関しては、まだまだ広報が足りないのか、知らない方が多いのかも分かりませんので、今後ともコールセンターの運営期間の延長をしていただく中で、そういった健康被害についても適切な助言、指導を行っていただきたいと要望しておきたいと思えます。

○尾崎委員 私からは1点だけお聞きしたいと思えます。

指定管理先であります奈良県社会福祉事業団についてですけれども、現在この社会福祉事業団において労使のトラブルが起こっているというのが私の耳に入ってきました。次期指定管理事業者の見直しによって、採算部門である就労継続支援B型事業所の終了、児童発達支援の受入れの終了などで収入は減少する見込みだそうです。一方で、不採算事業の相談支援、難病相談等の新規事業の開始が決定しており、その収入のない事業への指定管理料の投入が赤字に拍車をかけている。実質的には赤字は増えても、委託する指定管理業務を遂行するために、最終的には大幅な賞与のカットで対応しようとしていると聞きました。組合が交渉の申入れを行っているようですが、うまくいっていない現状があるようです。たとえ外郭団体であっても、県は運営に対して、時としては指導助言をすべきではないかと私は思っています。総務省からも、指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定に当たっても指定管理者において労働法令の遵守や雇用、労働条件への適切な配慮がなされるように留意することと記載されています。指定管理者が法令違反を仮に起こした場合、もしくは行っているところ側が判断した場合は、県は指定管理者に対してどのような対応を取られるのかお答えください。

○東川障害福祉課長 指定管理業務については、当然各種関係法令を遵守の下、運営していただくものです。尾崎委員お述べの組合交渉の件については、奈良県社会福祉事業

団の内部の話でして、詳しく承知はしていません。県としては、指定管理の委託先として、また所管する社会福祉法人として、仮に不適切な運用があるとするれば、そのことについては指導または助言をしてまいりたいと考えています。

○尾崎委員 適切な対応をしていただけるとお答えしていただきましたので、どうぞよろしく願いしておきます。

○西川委員 通告もしていませんので、答えていただけたら結構かと思います。実は新しくPCR検査等について30億円の補正予算が出されているわけですが、PCR検査は、ドラッグストアや調剤薬局で受けることができるという内容でした。私どもの葛城市におけるドラッグストアまたは調剤薬局は、どこがPCR検査の範疇に入るのか、お分かりであればお教えいただきたいと思うところです。

○中森薬務課長 今、西川委員お述べのドラッグストアあるいは調剤薬局ですが、これについては、ドラッグストア単独では受けることができません。調剤薬局を併設しているドラッグストアもしくは薬局ということで、葛城市内でしたら、何件ということは承知していませんけれども、今薬剤師会に事業の内容について説明をさせていただいています。

○西川委員 それでは、まだどこで検査をするかということは決定になっていないわけですね。これから決定されるということでしょうか。

○中森薬務課長 まだ補正予算が成立していませんので、これからということですよ。

○西川委員 僭越ですが、分かり次第、私にお教えいただけたらと思いますので、よろしく願いしておきます。

○小林（照）委員長 その他ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について委員の意見を求めます。ご発言願います。

○植村委員 自由民主党としては付託議案に全て賛成します。

○西川委員 自民党奈良は全ての議案に賛成させていただきます。

○尾崎委員 新政ならば全ての議案に賛成します。

○小林（誠）委員 日本維新の会も付託された議案について全て賛成させていただきます。

○浦西副委員長 創生奈良も全ての議案に賛成させていただきます。

○小林（照）委員長 日本共産党の私は、採決には参加しませんが、令和3年度議案の出された議案について意見を述べさせていただきます。

私たちは、議第105号の令和3年度一般会計補正予算には反対します。この予算には、昨年につき、2年連続の職員の期末手当の減額が含まれており、コロナ禍の下で強い使命感を持って県民の命と暮らしを守って奮闘されている職員のモチベーションを下げる冷たい対応だと思います。

また、令和3年度奈良県国民健康保険事業費特別会計補正予算については、次の意見をつけて賛成します。この補正予算は、令和2年度決算が医療給付費の減少により大幅な黒字となり、その2分の1が国庫に返還され、残りの30億円を基金に積み立てるものです。積み立てられる基金は高い国民健康保険料の引下げなど保険料抑制負担軽減に活用されることを求めます。

それでは、ただいまより付託を受けた各議案について、採決を行います。

採決は簡易採決により一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、お諮りいたします。議第105号中・当委員会所管分、議第107号、議第120号、議第121号及び議第126号中・当委員会所管分については、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議がないものと認めます。よって、本案は、いずれも原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、本定例会に提出された陳情のうち、当委員会所管事項に関する陳情の写しを参考に配付していますので、ご了承願います。

次に、その他の事項に入ります。

福祉医療部長から「（仮称）『奈良県地域福祉の推進に関する条例』の骨子（案）について」他1件、医療政策局長から「令和2年度南和広域医療企業団決算について」報告を行いたいとの申出がありましたので、報告願います。なお、理事者におかれましては、着席にてご説明、ご報告願います。

○石井福祉医療部長 それでは、福祉医療部所管の議案外報告について、説明させていただきます。

お手元A 4横、資料1、（仮称）奈良県地域福祉の推進に関する条例（案）の概要をご覧ください。9月の厚生委員会において報告させていただいた「福祉の奈良モデル」の構築に関して、条例の制定と奈良県地域福祉計画策定の進捗状況を報告します。

まず、条例についての報告です。資料1左側をご覧ください。1.制定背景に記載のとおり、人口減少・少子高齢化の進展による地域社会の持続への懸念、地域のつながりや家族が家族を支える力の弱体化、さらには経済情勢の変化やグローバル化による日本型雇用情勢の変化などを背景に、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化し、従来の対象者別の各制度の下での支援が困難となってきました。

そこで県では、2.「福祉の奈良モデル」の考え方として、困っている人を誰一人排除せず助ける、地域の限られた人的、物的資源を活用して地域社会が困っている人を支える、県と市町村が連携して寄り添い型福祉モデルを構築する、この3つの基本的な考えを基に、地域の住民を包括的に支援する仕組みの構築について検討を進めてまいりました。

これまでの検討経緯については、3に記載のとおりです。

資料右側、4.条例が目指すものをご覧ください。これまでの検討を踏まえ、県では条例を制定することにより、誰もが地域の一員として包摂され、互いに支え合う地域社会の実現を目指したいと考えています。また、基本的な取組として、住民の抱える困りごとを把握し、適切な支援につなげる仕組みの構築と、これを担う人材の養成、確保及び資質の向上に努めることで、市町村における包括的な支援体制の整備を推進します。

5.今後の予定です。令和3年12月中旬からパブリックコメントを実施し、県民の皆様にご意見をお伺いした上で、令和4年2月議会に条例案を上程させていただき、令和4年4月の施行を目指したいと考えています。

資料2ページの（仮称）奈良県地域福祉推進に関する条例骨子（案）をご覧ください。左側の総則をご覧ください。総則については、「福祉の奈良モデル」の考え方に基づく理念と県の責務、市町村及び関係団体等との連携及び協力等について規定しています。

一番下の欄の地域福祉支援計画をご覧ください。社会福祉法で策定が努力義務となっている地域福祉支援計画について、奈良県においては、条例の理念等を実現する具体的施策を掲載するなどにより、県が主体的に果たす役割を明確にした奈良県地域福祉計画として策定し、実施することとします。

右側の一番上、地域福祉の推進に関する施策です。「福祉の奈良モデル」の考え方に基づき、住民の困りごとを把握し、伴走型の支援など適正な支援につなぐ仕組みの構築について規定します。また、この仕組みの構築に必要な人材の育成及び確保、県以外の主体の取組の促進、県民等の理解の促進について規定します。

そして、下の、その他の措置においては、地域福祉に関する施策を効果的に推進するため、市町村と県が協定を締結し、県が必要な支援を行うことができるよう規定します。

最後に、施行期日です。令和4年4月1日としたいと考えています。

以上が条例に関する報告です。

続きまして、奈良県地域福祉計画策定について報告します。

資料2、第4期奈良県地域福祉計画素案の概要をご覧ください。この計画は、さきにご説明した（仮称）奈良県地域福祉の推進に関する条例の理念を実現する具体的施策として定めるものです。策定の趣旨、計画期間、位置づけについては記載のとおりです。

4. 計画の概要をご覧ください。基本的な考え方については、条例に基づき、地域住民の困りごとを把握し、適切な支援につなげるとともに、共生のまちづくりに取り組むとしています。具体的な施策の実行計画であるアクションプログラムは、条例に規定する施策である、1. 包括的な支援体制の整備を新たな柱に位置づけ、2. 「支え合い」の活動の推進、3. 多様な福祉の担い手づくり、4. 地域福祉を推進する環境の整備の4つの柱で構成します。

一番下、5. 策定スケジュールをご覧ください。本日の報告後、令和3年12月13日に第2回奈良県地域福祉推進計画策定委員会を開催し、令和3年12月中旬から令和4年1月中旬にかけてパブリックコメントを実施し、広く県民の皆様のご意見を伺います。その後令和4年1月下旬に開催します第3回奈良県地域福祉推進計画策定委員会での議論を経て、令和4年2月議会に計画案を上程させていただきたいと考えています。

2ページをお願いします。6. 第3期計画との比較です。第4期では、これまで計画の中の大綱で定めていた基本理念や基本的な考え方を条例に規定し、これを実現する具体的施策の実行計画としてアクションプログラムを位置づけています。

次に、アクションプログラムの内容について、3ページ、7. 第4期「奈良県地域福祉

祉計画」のアクションプログラムをご覧ください。赤字で示した施策の展開は、今回変更や追加した項目です。施策の柱、1. 包括的な支援体制の整備、(1) 地域の人々を支える支援体制の充実強化、①包括的な相談・支援体制の構築では、条例で規定する重要な施策として、包括的な支援体制の整備を、市町村に対する支援の充実に取り組んでまいります。

その下、④居住に課題を抱える人への支援の促進では、低所得世帯など住宅確保要配慮者への支援について取り組んでまいります。

次に、施策の柱2. 「支え合い」活動の推進、(1) 地域共生の仕組みづくり、⑤防災に関する取組の推進では、令和3年5月の災害対策基本法の改正などを踏まえ、災害時の要配慮者対策に取り組んでまいります。

4 ページをお願いします。下の段の4. 地域福祉を推進する環境の整備、(2) 全ての人に優しい福祉のまちづくりの推進、①人権を尊重した地域づくりの推進、③福祉教育の充実、④国際化への対応では、条例の理念である共生のまちづくりを推進するためには、相互理解が必要であるとの観点から、項目を追加したものです。なお、内容の詳細については、添付の素案によりご確認いただければと存じます。

以上で福祉医療部からの報告を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○平医療政策局長 それでは、医療政策局所管の議案外報告についてご説明させていただきます。

A 3 横の資料3、令和2年度南和広域医療企業団病院事業決算についてをご覧ください。10月に開催された南和広域医療企業団議会で認定された令和2年度病院事業決算の報告です。決算においては、総収益106億円余に対し経常収支は1億1,400万円の黒字となっており、2年連続で経常収支の黒字を達成しました。なお、減価償却費等を除いたキャッシュフローベースでは3億4,400万円の黒字となっています。

2枚目をお開きください。令和2年度南和広域医療企業団稼働状況です。南奈良総合医療センターの令和2年度の病床稼働率は、新型コロナウイルス感染症病床の確保により87.7%と令和元年度より低下していますが、新型コロナウイルス対応病床を除く稼働率では94.5%と高水準を維持しています。吉野病院、五條病院では、南奈良総合医療センターからの転院患者の受入れ等により、病床稼働率はそれぞれ87.8%、89.7%と高い水準を維持しており、地域の方々の医療需要にお応えしているものと

認識しています。南奈良総合医療センターの救急搬送受入件数は、令和2年度は1日平均8.5件とコロナ禍においても平成27年度の旧3病院合計実績を大幅に上回っています。また、平成29年3月に運航を開始した奈良県ドクターヘリによる搬送は、令和2年度で380件あり、約3割の116件が南奈良総合医療センターに搬送されている状況で、南和における救急医療体制の充実が図られているところです。今後とも南和地域の医療提供体制のさらなる充実と企業団の経営の安定を県としても応援していく所存です。

以上で医療政策局からの報告を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○小林（照）委員長 それでは、ただいまの報告またはその他の事項も含めて、質問があればご発言願います。

○植村委員 自由民主党の植村です。では、その他に関して1件お聞かせいただきたいと思えます。

新型コロナウイルスに感染された方が県内では1万5,936人と報告いただいているわけですが、この中でも軽症の方、また中等症の方、重症の方、そういった経験をされている方がいらっしゃるわけですね。私も中等症ということで県立総合医療センターにお世話になりましたので、何かあったときにはそちらに相談させていただきたいと思っておりますが、そういった中で、宿泊療養者の方々も大勢いらっしゃるわけですが、そのような方の中でも後遺症の問題について、やはり相談したい、半年たってもなかなかすっきりしないなどの相談も私には寄せられています。私自身も非常に物忘れがひどくなったのではないかと、これは年齢のせいかもしれない部分はやはりあるのですが、そういった悩みが、テレビでもいろいろと後遺症については報道されていることから、不安になっている方なども多々いらっしゃるわけですね。そういった方々の相談体制はどのようになっているのかお聞かせいただきたいと思えます。

○堀辺医療政策局次長（医療政策担当） 新型コロナウイルス感染症に感染された方の後遺症についてですが、新型コロナウイルス感染症に罹患された方の、その後の症状については、いまだ不明な点もたくさんございまして、現在国内外で様々な調査が行われているという状況にございます。そういった中で、今月1日に国において初めて医療従事者向けの後遺症に関する診療の手引が作成されました。そこでは、「後遺症の各症状は、一般医療の中で対処できるものが少なくない。まずはかかりつけ医をはじめ地域の

医療にスムーズにつなげることが重要。」と記されているところです。そこで県においては、後遺症に悩んでいらっしゃる方々に、まずは、かかりつけ医にご相談いただいて受診していただきたいと考えています。しかし、かかりつけ医がない、あるいは診察してもらえない医療機関が分からないといった方もいらっしゃいまして、こういった方々からの相談にも対応できるように、県として後遺症に対応可能な医療機関のリストを作成し、保健所等と共有しているところです。したがって、後遺症についての受診でお悩みの方には、保健所にご相談いただければスムーズに受診につなげられる体制を整えています。

○植村委員 非常に親切な対応をいただいていると思います。ただ、この事実が、そうやって奈良県が後遺症の改善に対しても整えているということ自体を知らない方々がたくさんいらっしゃると思うのです。そういったことから、現在ご答弁いただいた各保健所に相談をすれば、後遺症に関しても、どこの病院がありますよということを知らせている、手配している、紹介しているといったことが分かるように、広報活動に取り組んでいただきたいと思うのですけれども、そのことに関してはどのようにお考えでしょうか。

○堀辺医療政策局次長（医療政策担当） これまで後遺症に関する相談についても、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談として、各保健所や県の相談窓口で対応してきたところでして、問合せ先を具体的にホームページなどでご案内しているところです。ただ、今後の対応については、今植村委員からご意見をいただきましたので、少し検討していきたいと考えています。

○植村委員 せっかくいいことをいただいていますので、そういった体制をしているということを知ってもらいたい、知ってもらわないといけないと思いますから、ぜひ頑張って広報していただきたいと要望して終わらせていただきます。

○荻田委員 私から1点ばかり、今その他で新年度へ向けての議案提出に向けて、この第4期「奈良県地域福祉計画」素案の概要をお示しいただきました。さらに仮称であります、「奈良県地域福祉の推進に関する条例」(案)ということで、概要を説明いただきました。この前から荒井知事は、新年度へ向けて地域福祉の隅々の困っている方々への対応をどうすればいいのか、そのような中で条例をつくりたいという思いを持っておいでになりました。私は、このことは非常に結構なことだという思いはあります。しかし、県は市町村行政、市町村は市町村民の皆様方の直接の窓口です。こういったとき

の対応は、それぞれあると思います。困り果てたことに対して市町村から吸収されていくのか、あるいは県が独自にこういった条例をつくった中で保健所を中心にした対応をしていくのか、この辺はどうなのかというところが、一つの条例案ですから、まだ運用まではいかないと思いますが、やはり物を作っても魂入れずということでは、私は決して前向いて、こぞって県民の皆様方が同じ目線で、県民の皆様と県の行政職員のトップである知事と、同じような物の考え方でやってほしいし、またつらいときには同じ立場に立っていただくことも、寛容な心も示していただきたい。そういった中での条例案だと私は思っています。福祉医療部として、石井福祉医療部長が、どのような観点でこれから条例案をしっかりとした成案を得ていくのか、それを少し聞かせてください。

○石井福祉医療部長 荻田議長、貴重なご意見ありがとうございます。荻田委員お述べのとおり、地域福祉を行っていくに当たっては、市町村が最前線の役割を果たしていただいているので、県が、県だけで勝手にやろうという気は全くございません。この条例の趣旨は、全ての困っている人に寄り添っていこうと、そのためには当然市町村の方にもご活躍いただくことが必要ですし、もっと言えば、地域住民の方のご協力も必要だと思っています。常々、荒井知事が申していますけれども、その辺の理念を条例に表していきたい、さらに条例ができて、計画もつくって、お認めいただいた上では、市町村ともよく連携をしながら、特に県のやり方に深く賛同いただくところについては、協定も結びながら、共に多くの困っている方々を支えていくということを進めていきたいと思っています。

○荻田委員 今、石井福祉医療部長から答弁いただきました。荒井知事がトップダウン的に物事を考えていくのか、あるいはボトムアップ的に吸い上げていくのか、これは大きく変わっていくと思います。39市町村、いろいろ財政支援の問題、あるいは財政の硬直化している市町村に対する指導等も、県としての責務の中で行っていること、非常に結構です。39市町村考えてみると、様々なことがあると思いますが、ごくしゃくした物の考え方に立ってやっている市町村もあれば、本当に和やかにやっただいている市町村との関係を維持されている荒井知事ですから、やはり福祉だけは同じ物の考え方、土俵の上で考えてあげてください。そうでないと、本当の意味での条例案、成案を得ることはできないと思う。それだけ強く、これから成案に向けて、また2月定例会でも様々な議論があるでしょう。そのような中で、市町村職員にまず、こういった県の思いをこれまで伝えていただいているのですか。聞かせてください。

○石井福祉医療部長 この計画、条例案をつくるまでの過程の中で、昨年度実態調査ということで、市町村の窓口で何に一番相談に来られて、困っているかということ把握させていただき、それを丁寧に織り込んできたつもりです。荻田委員お述べのとおり、福祉の場合、市町村と県民・住民が対象であるので、市町村で大きな差があるというのは、ある地域では取りこぼされるということがあってはならないと思いますので、市町村とも連携しながら丁寧に進めていきたいと思います。

○荻田委員 この前荒井知事と話をしていたところ、奈良県地域福祉の推進に関する条例と奈良県地域福祉計画に全力を挙げて、新年度予算編成において条例を制定していきたいという強い意思を随分おっしゃっていました。そういった思いは市町村と、さらに県民一人一人の気持ちに立ち返って、同じ目線で考え、行動を取っていただければと思います。よろしく願いしておきます。

それから、コロナ禍の中で、疾病対策課長や皆様方に大変な努力をいただきながら、終息に向け、努力いただいたことに感謝を申し上げます。加えて、149名の亡くなられた方々に、哀悼の意を表します。また、オミクロン株という変異株は感染力が非常に強いのか弱いのか、まだはっきりはしていませんが、様々な国で毎日増加の一途をたどっている国が少し多くなってきました。こういった中で、日本という国は、マスクをする、手洗いをする、うがいをする、非常に真面目といたしますか、自分たちの体は自分たちで守っていこうという思いをお持ちいただいているものですから、新型コロナウイルス感染症の感染が極めて少ないという状況になってきました。しかし、忘年会等もごさいますし、こういった中において三密防止・飲食店街での飲み歩きにも様々啓蒙を発していただきながら、飲食店の出入りの関係等も、医療政策局で年末年始、3月まで何としても、今の終息状態が整っていけるような形づくりをぜひ続けていただきたい。そのためには、保健所を窓口にしながらも、それぞれ情報共有しながら、職員の方々には年末年始大変な努力をいただきますけれども、県民の命と暮らしを守っていこうという思いをお持ちいただいて、しっかりと職務に精励していただきますことをお願い申し上げます。私の質問とお願い、挨拶に代えます。

○小林（照）委員長 他にございませんか。

それでは、他になければ、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、これをもちまして本日の委員会を終わります。